

港北区連合町内会 6月定例会

平成30年6月22日（金）午後3時00分から
港北区役所 1号会議室

会長あいさつ
区長あいさつ



議題

1 雨水貯留タンク・宅内雨水浸透ます設置助成制度のご案内（情報提供）

[資料1]

環境創造局管路保全課 高橋 担当係長

都市化の進展に伴って降った雨水が地面に浸透しにくい場所が拡大しています。本市では、雨水浸透機能を回復して、「水循環」を再生するために「雨水貯留タンク」及び「宅内雨水浸透ます」に対する設置助成制度を行っています。当該制度について周知します。

(1) 雨水貯留タンク設置助成制度

助成金額は購入金額の1/2です。（上限額は20,000円）

申請書類にご記入のうえ、添付書類とともに提出してください。


(2) 宅内雨水浸透ます設置助成制度


ますの内径	助成金額(宅内雨水浸透ます1個当たり)	
	①ますを新設する場合	②既設のますを付けかえる場合
150mm	15,000円	28,000円
200mm以上	18,000円	31,000円

(3) 問合せ先

環境創造局管路保全課 下水道普及担当 TEL 671-2830 FAX 641-5330

※ 制度の詳細及び申請書のダウンロード

横浜市 雨水貯留タンク 助成 検索 

横浜市 宅内雨水浸透ます 助成 検索 

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

2 ヨコハマ市民まち普請事業のお知らせ（情報提供）〔資料2〕

都市整備局地域まちづくり課
谷田 担当係長

ヨコハマ市民まち普請事業は、地域交流や高齢者の見守り、子育て支援、自然環境の保全、歴史資源の活用、防災、防犯など、分野を問わず、地域の課題解決や魅力向上のために市民の皆様が自ら施設を整備することに対する助成事業です。

施設の整備提案を公募し、二段階の公開コンテストにより助成対象を選考します。

今年度の募集は終了しましたが、次年度の応募に向けたご相談や事業説明のご依頼をお受けしています。ご興味ございましたら、下記のお問合せ先までご連絡ください。

(1) 支援内容

ア 一次コンテストを通過したグループに、上限30万円の二次コンテストに向けた活動助成金を交付するとともに、まちづくりの専門家を紹介します。

イ 二次コンテストを通過したグループに、翌年度、上限500万円の整備助成金を交付します。

ウ 提案内容の整理や関係機関との調整を、整備完了まで当課職員が支援します。

(2) 事業の効果

市民の皆様によるアイデアの検討、コンテストへの挑戦、地域の方々との合意形成、整備への労力提供などの機会を通じて、地域コミュニティが活性化し、地域まちづくりの輪が広がっています。

(3) 30年度の事業スケジュール<参考>

30年4月2日（月）～6月8日（金） 整備提案 募集期間

30年7月14日（土） 一次コンテスト

31年1月26日（土） 二次コンテスト

※コンテストは申し込み不要で、どなたでも入場できます。

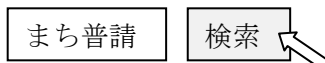
(4) お問合せ先

都市整備局地域まちづくり課 谷田、森、羽賀、池宮

TEL 671-2679 FAX 663-8641

E-mail tb-seibiteian@city.yokohama.jp

※ 制度の詳細等



◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

3 平成30年度港北消防団夏季訓練会について（出席依頼・掲示依頼）〔資料3〕

港北消防署消防団担当 浅野 課長

消防団の日頃の訓練の成果を披露するため、「港北消防団夏季訓練会」を次のとおり開催いたします。ご出席くださいますようお願いいたします。

- (1) 日時
8月5日（日） 午前10時から正午まで（小雨決行 荒天時中止）
- (2) 場所
横浜市交通局新羽車両基地 港北区北新横浜1-12-1
市営地下鉄ブルーライン 北新横浜駅から徒歩5分
- (3) 参加消防団員等
消防団長以下約400人 消防団小型ポンプ積載車 39台
- (4) 訓練実施項目
可搬式小型ポンプ操法、消防団資機材取扱訓練、第八分団訓練礼式、一斉放水

◆ 合同メールで資料を送付し、会長のご出席と掲示をお願いします。

4 消費者被害相談窓口のご案内について（情報提供）〔資料4〕

小野 地域振興課長

高齢者の消費者被害は、全国的に高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、本市においても高齢者の相談件数は急増しています。

特に、独居の高齢者は消費者被害に遭っていることにご本人が気付いていない場合や、気付いてもご自身では解決できない場合などがあります。また、同居のご家族がいても、被害に気づきにくく、被害が大きくなる傾向があります。

本市消費生活総合センターでは、地域の高齢者等の消費者被害の相談に対応しており、広く周知をお願いします。

(1) お助けカードの配布

被害の未然防止のため、地域の高齢者などに配布するものです。本市消費生活支援センター（TEL845-6666）について記載しています。

民生委員・児童委員、消費生活推進員及び老人クラブ連合会友愛活動員に配布を依頼しています。自治会町内会でも被害を未然に防ぐため配布をお考えの場合は、ご連絡をお願いします。

(2) 連絡先

経済局消費経済課 TEL：671-2585 FAX：664-9533

E-mail：ke-syohikeizai@city.yokohama.jp

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

5 「横浜市犯罪被害者等支援に関する条例案の骨子」についての市民意見募集の実施について【市連会報告】[資料5]

椽木 総務課長

本市は、平成24年度に「横浜市犯罪被害者相談室」を市民局人権課に開設し、犯罪被害等の問題に直面する市民とその御家族、御遺族（以下、犯罪被害者等）の相談に応じ支援を行ってきましたが、多岐に及ぶ問題について、様々な支援が必要です。

については、今回、犯罪被害者等への支援の充実や、市民の理解協力等の観点から、「(仮称)横浜市犯罪被害者等支援条例」の制定に向けて骨子案をまとめました。幅広く市民の皆様の御意見を伺うため、市民意見募集を実施します。

(1) 意見募集期間

6月27日(水)～7月27日(金)

(2) 資料の配布・閲覧場所

各区役所広報相談係、市民局人権課、市民情報センター(市庁舎1階)、地区センター等市民利用施設(点字版・音声版も配架します。横浜市ホームページにも掲載します。)

(3) 意見の提出方法

郵便(リーフレット添付の専用はがき(切手不要))、ファクシミリ、電子メール、横浜市ホームページ

(4) 問合せ先

市民局人権課

TEL: 671-3118 FAX: 681-5453

E-mail: sh-jinken@city.yokohama.jp

◆ **資料は送付しません。**

6 横浜市災害廃棄物処理計画(素案)の市民意見募集について【市連会報告】[資料6]

資源循環局港北事務所 谷 所長

大規模災害時には、壊れた家具・家電や倒壊した建物等、大量の災害廃棄物が発生します。東日本大震災、熊本地震の教訓や法改正を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、「横浜市災害廃棄物処理計画(素案)」を策定しました。

については、市民の意見をふまえた計画とするため、市民意見募集を実施します。

(1) 意見募集期間

6月25日(月)～7月31日(火)

(2) 資料の配布・閲覧場所

各区役所広報相談係、市民情報センター（横浜市庁舎1階）、資源循環局総務課
横浜市ホームページ

(3) 意見の提出方法

- ・リーフレット添付の専用はがき（切手不要）
- ・ファクシミリ、電子メール、横浜市ホームページ、資源循環局総務課へ直接提出

(4) 問合せ先

資源循環局総務課

TEL：671-2501 FAX：641-1807

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

7 お知らせ及び依頼事項等について

小野 地域振興課長

◆ 意見募集（合同メールで自治会町内会長あて送付します。）

ごみ処理の基本計画であるヨコハマ3R夢プランで、今後4年間に取り組む具体的な施策を示した「推進計画（素案）」を策定しました。この推進計画を、市民の皆様のご意見をふまえた計画とするため、市民意見募集を実施します。

1 ヨコハマ3R夢プラン推進計画（2018～2021）素案市民意見募集の実施について

【市連会報告】[資料7-1]

(1) 意見募集期間

6月25日（月）～7月31日（火）

(2) 資料の配布・閲覧場所

各区役所地域振興課、市民情報センター（市庁舎1階）、資源循環局政策調整課
横浜市ホームページ

(3) 意見の提出方法

- ・リーフレット添付の専用はがき（切手不要）
- ・はがきまたは封書によるもの（あて先：〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13 松村ビル5F 横浜市資源循環局政策調整課あて）
- ・ファクシミリ、電子メール、横浜市ホームページ

(4) 問合せ先

資源循環局政策調整課 TEL：671-2503 FAX：641-1807

◆班回覧のお願い（合同メールで自治会町内会あてに送付します。）

- 2 横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26-30 年度）4 か年（平成 26-29 年度）の実績報告について【市連会報告】[資料 7-2]
- 3 熱中症リーフレットについて[資料 7-3]
- 4 港北交通安全協会広報誌「あんきょう」第 3 号について[資料 7-4]
- 5 港北区青少年指導員協議会広報紙「港北青指第 41 号」について[資料 7-5]
- 6 港北区体育協会だよりについて[資料 7-6]

◆掲示のお願い（合同メールで自治会町内会あてに送付します。）

※掲示スペースが許す限り掲示していただくようお願い申し上げます。

- 7 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の発行について[資料 7-7]
- 8 港北区「社会を明るくする運動」ポスターについて[資料 7-8]

◆会費納入のお願い（自治会町内会長あてに直接送付します。）

- 9 平成 30 年度港北区社会福祉協議会世帯会費及び港北区「社会を明るくする運動」実施委員会会費の納入について[資料 7-9]
（世帯会費については横浜市港北区社会福祉協議会の会員規程、社会を明るくする運動実施委員会会費については同委員会会則に基づき依頼します。）
- 10 平成 30 年度港北区体育協会会費の納入について[資料 7-10]
（6 月 1 日開催の総会での決定を受け依頼します。）

◆資料送付（合同メールで自治会町内会長あてに送付します。）

- 11 「生き生きスポ進」第 62 号の発行について[資料 7-11]

8 行政機関からの情報提供等

- (1) 港北警察署
 - ・港北区内犯罪発生状況
 - ・交通事故概要
- (2) 港北消防署
 - ・港北区内の火災・救急状況について
- (3) その他
 - ・ごみの分別について

◆6月の合同メールは6月25日（月）に発送します。

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/kurenkai/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索

